

令和3年10月21日

お客さま各位

かながわ信用金庫

「未利用口座管理手数料」の新設について

いつもかながわ信用金庫をご利用いただきありがとうございます。

このたび、当金庫では長い間ご利用のない預金口座について、不正利用によるお客様の被害を防止するため、「未利用口座管理手数料」を新設させていただきます。

なお、令和3年11月30日までに開設済みの普通預金口座または無利息型普通預金口座（総合口座を含みます）、貯蓄預金口座は、本手数料の対象外となります。

今後ともより一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

《 未利用口座管理手数料とは 》

対象となる口座	令和3年12月1日（水）以降に開設された普通預金口座（総合口座、無利息型普通預金を含む）および貯蓄預金口座
未利用口座となる口座	令和3年12月1日（水）以降、最後の預入れ、払戻し、または口座振替から2年以上、一度もお取引がない預金口座 ※当該口座のお利息の元本組入れ、および本手数料の引落しは「取引なし」とさせていただきます。
未利用口座の対象外となる口座	次の口座は未利用口座の対象となりません。 ・預金残高が10,000円以上の当該口座 ・同一取引店にお借入がある場合 ・同一取引店に定期預金、定期積金、財形預金、投資信託、国債、生命保険等のお取引がある場合
未利用口座に対する取り扱い	・該当口座のお客様さまに、お届けいただいたご住所へ案内文を郵送します。 ・案内文が到着しなかった場合でも、通常到達すべき時に到着したものとみなします。 ・案内文の郵送後、一定期間（約3ヶ月）経過してもお取引がない場合は、当該口座から本手数料を引落しさせていただきます。 ・預金残高が本手数料に満たない場合は、お客さまへお知らせすることなく、残高を本手数料に充当のうえ、当該口座を解約させていただきます。 ・本手数料の返却や解約後の当該口座の再利用はできません。
未利用口座管理手数料	事前通知後、一定期間（約3ヶ月）経過してもお取引がない場合に、年間1,320円（税込）を当該口座から引き落としいたします。

以上